

院内掲示

下記の厚生労働省の定める掲示事項は、下通りです。

【入院基本料に関する事項】

当診療所には、看護職員が7名以上勤務しています。
看護補助者を3名以上配置しております。

〔関東信越厚生局への届出事項〕
以下の施設基準に適合している旨の届出を行っています。

- ◆ 初診機能強化加算
 - 外来感染対策向上加算
 - 連帯強化加算
- ◆ 有床診療所入院基本料 1
 - 有床診療所急性期患者支援病棟初期加算
 - 有床診療所在宅患者支援病床初期加算
 - 夜間緊急体制確保加算
 - 医師配置加算 1
 - 看護配置加算 1
 - 夜間看護配置加算 1
 - 看護補助配置加算 1
 - 介護障害連携加算 1 (有床診療所入院基本料)
 - 地域加算 (7級)
- ◆ 有床診療所緩和ケア加算
- ◆ 看取り加算 (在宅療養支援診療所 (有床診療所入院基本料))
- ◆ 酸素届出

○夜間に緊急の診療が必要となった場合 常勤、非常勤の医師で対応します。

医療法人鹿神会 大野診療所
院長 神尾 浩司

保 検 外 費 用 一 覧

当院では、健康保険の療養該当しない保険外負担の料金について、
下記のとおり実費の負担をお願い致しております。

文 書 料

種 別	金 額 (税込み)
死亡診断書	11,000円
入院証明書 (生命保険)	11,000円
死亡証明書 (生命保険)	11,000円

そ の 他

種 別	金 額 (税込み)
入院セット (柴橋商会より)	1500円/日
テレビレンタル料	50円/日
防水シート	110円×枚数
差額ベット代	特別室 5500円
	二人部屋 3300円もしくは1100円
エンゼルセット	25000円

食事サービスに関する事項

◆ 当院は、入院時食事療養（Ⅱ）の届出を行っており入院患者様の食事を提供しております。（夕食については午後 18 時 00 分以降）適温で提供しております。

◆ 後期高齢者の方が入院された場合、医療費とは別に食事代をご負担頂くことになっております。

所得区分	食事療養標準負担額 (1食あたり)
現役並み所得者 一般世帯の方	490円
低所得者世帯 (住民税非課税世帯)	230円 (90日までの入院) 180円 (過去1年間で90日を超える入院がある場合)
低所得者世帯 (住民税非課税世帯でかつ所得が0円、 年金収入の場合は収入80万円未満の世帯)	110円

令和6年6月1日より患者負担額が変わります。

***全国医療機関共通の値上げになります。**
ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。
補助食として提供する食事は実費になります。

- 水ゼリー 110円
- ヨーグルト 110円
- メイバランスミニ 220円

高額療養費医療の自己負担額制度

H29 年 8 月診療分から 70 歳以上の方について高額療養費の自己負担限度額

区分	自己負担限度額	
	外来（個人ごと）	入院・入院と外来 （世帯ごと）
現役並み所得者 （標準報酬月額 28 万以上）	57,600 円	80,100 円+（医療費-267,000）×1% （多数該当：44,400 円）
一般所得者	14,000 円 （年間 144,000 円上限）	57,600 円 （多数該当 44,000 円）
市町村民税非課税額	8,000 円	24,600 円
低所得者 I		15,000 円
低所得者 II		